

新型コロナワクチン関連情報

4月1日以降の新型コロナワクチン接種は、予防接種法上の特例臨時接種から、高齢者等に実施している季節性インフルエンザと同様の「定期接種」に位置づけられ、以下のとおり制度が変更されます。接種を希望する方で、令和5年秋開始接種を受けていない方は、期間内に余裕を持って受けてください。予約方法等については町公式ホームページをご確認ください。



	現在（3月31日まで）	令和6年度以降（4月1日から）
接種の分類	特例臨時接種	B類疾病の定期接種
対象者	生後6か月以上の方	・65歳以上の方 ・60～64歳で心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能のいずれかに障害があって身体障害者手帳1級相当の方 ※上記対象者以外の方は、「任意接種」として受けることができます。
接種期間と回数	令和5年9月20日～ 令和6年3月31日の間に1回	年に1回、秋冬を想定
費用	無料	自己負担あり
努力義務	あり	なし
予防接種証明書	・窓口交付 ・接種証明書アプリ ・コンビニ交付	令和6年度以降の接種分は発行しない。 ・令和5年度までの接種記録分のみ市町村窓口で発行可能 ・接種証明書アプリ、コンビニ交付は停止

○お問い合わせ 健康福祉課 健康支援室 ☎(84)0006（直通）

4月から定期予防接種が変更になります

小児用肺炎球菌ワクチン（15価）が定期接種になります

乳幼児を対象とした沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV15）が定期接種となります。これまでの13価のワクチンよりも高い予防効果が期待できます。当面は13価のワクチンも使用できます。取扱ワクチンについては医療機関に直接お問い合わせください。

乳幼児の5種混合ワクチンが定期接種になります

乳幼児を対象とした百日せき、ジフテリア、破傷風、ポリオの4種混合ワクチンにHib型（ヒブ）ワクチンの成分を加えた「5種混合ワクチン」が4月1日から定期接種となります。

当面は、4種混合ワクチンとヒブワクチンも使用できます。同一のワクチンで接種することが原則となりますが、従来のワクチンとの交互接種も可能となります。

4種混合ワクチンおよびヒブワクチンの予診票をお持ちの方で5種混合ワクチンの接種を希望する方は、母子健康手帳と予診票をご持参の上、健康福祉課⑤番窓口までお越しください。接種状況を確認させていただき、5種混合ワクチンの予診票をお渡しします。

高齢者の肺炎球菌ワクチン節目年齢の経過措置終了

令和6年度から高齢者肺炎球菌感染症の定期予防接種の対象者が変更になります。これまでは特例措置として、各年度65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方等を対象として実施してきましたが、この特例は、**3月末で終了**となります。

なお、令和6年度以降は以下の方が対象となります。

①**満65歳の方**（65歳の誕生日を迎えてから1年間が接種期間となります）

②**60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方**（身体障害者手帳または医師の診断書が必要です）。

今年度対象となっている方で、接種を希望する方は、3月31日までに接種してください。

○お問い合わせ

健康福祉課 健康支援室 ☎(84)0006（直通）